

機動的な調査観測に係る調査審議の 今後の進め方（案）について

令和8年10月19日

機動的な調査観測に係る調査審議の今後の進め方（案）について

○ 機動調査観測部会の設置について（資料 調1－（7）より）

機動的な調査観測の実施にあたり、火山調査委員会による各火山の調査研究方策を踏まえた実施計画を作成するため、本委員会の下に機動調査観測部会を設置し、以下の事項について調査審議を行う。

1. 調査審議事項

- （1）機動的な調査観測を進めるための実施計画の作成
- （2）機動的な調査観測の推進方針
- （3）その他

（※以下省略）

○ 機動調査観測部会の開催実績

第1回（令和6年6月10日）

第2回（令和7年3月3日）

第3回（令和8年2月24日）※第8回火山調査委員会と合同開催

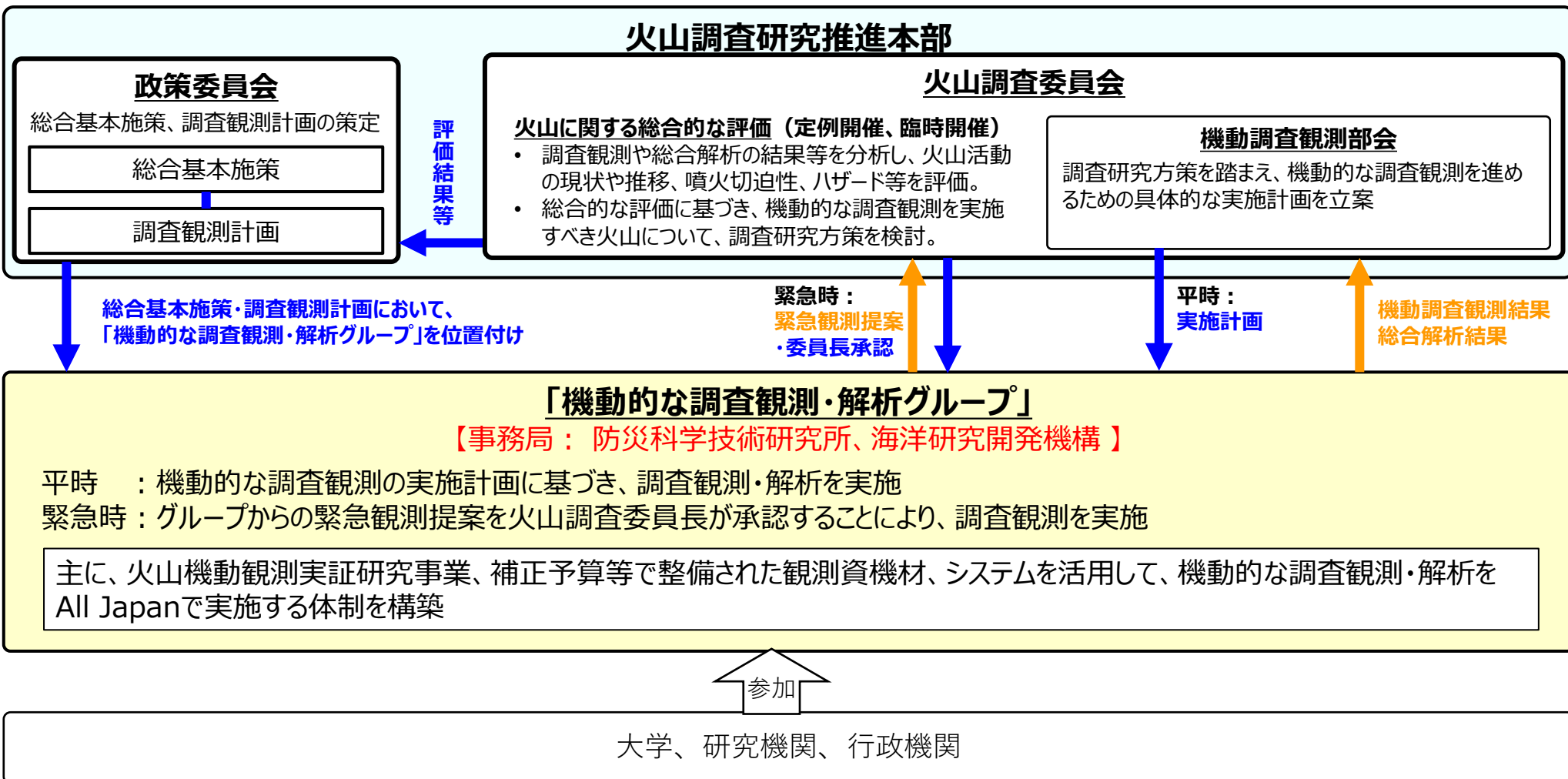
○ これまでの機動調査観測部会の実施状況を踏まえた、機動観測に係る審議上の課題

- ・ 機動的な調査観測の実施計画の作成にあたっては、火山調査委員会の調査研究方策と検討の粒度が近く、機動調査観測部会において効果的な審議となりにくいなどの指摘あり。

○ 課題への対応（案）

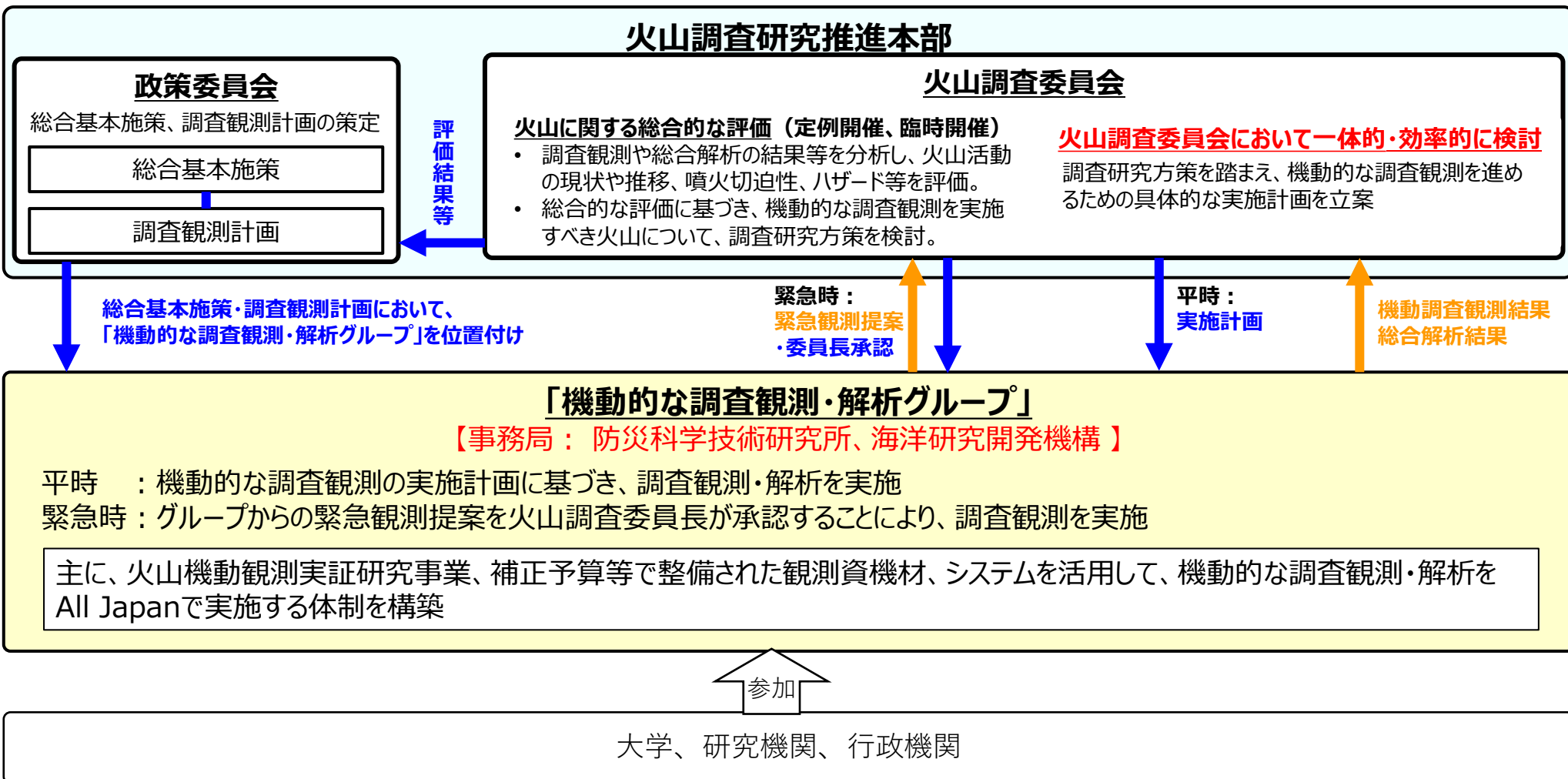
- ・ 機動調査観測部会委員数名に火山調査委員会委員を委嘱の上、機動調査観測部会を発展的に解消（会議体は廃止）し、必要な調査審議は火山調査委員会で実施。

機動的な調査観測・解析の実施体制（現状）



- 「機動的な調査観測・解析グループ」については、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構が共同で事務局を務める。
- 平時は、機動調査観測部会の実施計画に基づいて、機動的な調査観測を実施。
- 緊急時は、グループからの提案に対して、火山調査委員会（委員長）の承認により、機動的な調査観測を実施。

機動的な調査観測・解析の実施体制（今後の対応（案））



- 「機動的な調査観測・解析グループ」については、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構が共同で事務局を務める。
- 平時は、火山調査委員会が作成する実施計画に基づいて、機動的な調査観測を実施。
- 緊急時は、グループからの提案に対して、火山調査委員会（委員長）の承認により、機動的な調査観測を実施。

機動調査観測部会の廃止について（案）

令和 8 年 10 月 19 日
火山調査研究推進本部
火山調査委員会

機動的な調査観測の実施にあたり、火山調査委員会による各火山の調査研究方策を踏まえた実施計画を作成するため、本委員会の下に「機動調査観測部会」を設置し、調査審議を進めてきたところである。今後、機動的な調査観測の実施計画等の調査審議にあたっては、火山調査委員会において調査研究方策と一体的・効率的に進めることとする。

ついては、「機動調査観測部会」を廃止する。